

福 指 第 378 号
令和 2 年 11 月 27 日

各高齢者施設等の管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

発熱等の症状を呈している介護従事者等への検査実施について（依頼）

日頃、本県の高齢者福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、全国の高齢者施設等でクラスターが多数発生していることを受け、重症化リスクの高い集団に接する介護従事者等のうち、発熱等の症状を呈している者に対する検査実施について、令和 2 年 11 月 26 日付け医疾第 1270 号静岡県健康福祉部長通知のとおり、静岡県医師会及び静岡県病院協会あて依頼したところであります。

つきましては、各高齢者施設等におかれましては、発熱等の症状を呈する職員や入所者が医療機関を受診する場合に、高齢者施設等の職員、入所者（利用者）である旨を当該医療機関に必ず伝えていただきますよう、施設内での周知をお願いいたします。

担当 介護指導第 2 班
電話 054 - 221 -3770

一般社団法人静岡県医師会会長 様
公益社団法人静岡県病院協会会長 様

静岡県健康福祉部長

発熱等の症状を呈している医療従事者・介護従事者等への検査実施について

日ごろ、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況については、全国的に、新規陽性者数の増加傾向が顕著で、医療施設や高齢者施設等でのクラスターが多数発生しております。

また、本県におきましても、同様の傾向となっております。

医療機関や高齢者施設は、重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、施設内感染対策の強化が重要となります。

このため、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者等のうち、発熱等の症状を呈している者に対する検査実施について、貴会会員に周知いただくとともに御協力をお願いします。

1 発熱等の症状を呈する者への検査実施

発熱等の症状を呈する以下の者を診療した場合は、新型コロナウイルス感染症に係る検査を必ず実施してください。なお、自院で検査を行っていない場合は、地域外来検査センター等の検査可能な機関を紹介してください。

- ・医療従事者等医療施設の職員
- ・介護従事者等高齢者施設の職員
- ・高齢者施設等の入所者

2 関連国通知

- ・医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について
(令和 2 年 10 月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

担 当 疾病対策課企画・調整スタッフ
電話番号 054-221-2459